

<預金口座振替による代金回収事務代行サービス規約>

加盟店及び株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）とは、加盟店が加盟店の顧客（以下「加盟店顧客」といいます）より回収する物品の売買代金、サービス利用代金等（以下「代金」といいます）の回収について当社が提供する「預金口座振替による代金回収事務代行サービス」（以下「本サービス」といいます）を以下に定める各条項に従い利用することに同意するものとします。

第1条（目的）

加盟店及び当社は、加盟店の代金回収を円滑に遂行するため、相互に緊密なる連携を保ち、本規約に基づく手続き事務業務（以下「事務」といいます）を双方誠実に履行するものとします。

第2条（回収事務の内容および分担）

1. 加盟店の代金の回収は、当社が提携する集金代行会社（以下「集金代行会社」といいます）と提携関係にある金融機関の本支店（以下「金融機関」といいます）において加盟店顧客の指定した預金口座（以下「口座」といいます）から自動振替するものとします。なお、当社は毎月5日、6日、23日、27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）のうち、そのいずれか又は複数日を振替日として自動振替するものとします。
2. 加盟店は加盟店顧客より金融機関の口座を記載した預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます）の提出を受け、金融機関コード・支店コード・委託者コード・顧客コード等の当社が指定する必要事項を記入するものとします。
3. 加盟店は依頼書を取纏めのうえ、初回振替日の45日前までに当社に引渡し、当社は加盟店から引き渡された依頼書を集金代行会社経由により金融機関に送付するものとします。
4. 加盟店は回収すべき代金の内容を記載した請求資料（以下「データ」といいます）を本条第8項の年間スケジュールに定めるデータ締切日までに当社に提出するものとします。なお、加盟店が本サービスを当社が別途提供するシステムによりデータを提出する場合は、本サービス専用システム（以下「加盟店専用管理画面」といいます）によりデータ生成日を指定するものとします。
5. 当社は加盟店から提出されたデータに基づき、加盟店顧客の口座から振替を行なうことを集金代行会社経由により金融機関に依頼するものとします。
6. 当社は金融機関における口座振替の結果に基づき加盟店毎に振替結果を取り纏め、加盟店に報告するとともに回収した代金の引渡しを第4条により行うものとします。なお、結果が判明しない口座振替については、振替結果コード「N」または「9」として報告するものとします。
7. 加盟店が前号により振替結果を取得する方法は、加盟店専用管理画面にアクセスすることにより振替結果を取得するものとします。
8. 本契約による代金回収事務の履行については、本規約に定めるほか当社が別途定めた年間スケジュールおよび取扱細則によるものとします。

第3条（依頼書の不備および口座の変更）

1. 依頼書が記載内容不備等の事由で金融機関より返戻された場合は、当社はこれを加盟店に返却するものとします。この場合、加盟店は速やかに加盟店顧客との間で不備を訂正補完のうえ、当社に再提出

するものとし、当社は集金代行会社を経由して金融機関に再送付するものとし、この場合、当社は依頼書の取次ぎのみを行ない、この間に生じた結果や紛議に対しては一切責任を負わないものとするものとし、また、当該依頼書が訂正補完されるまでは、加盟店は、当社に対し当該依頼書に係るデータの送付を行わないものとし、

2. 加盟店顧客が指定した口座に関し変更があった場合には、加盟店は速やかに変更後の依頼書を加盟店顧客より取得して当社に引渡すものとし、また、当社は金融機関より加盟店顧客の指定口座に関する変更の連絡を受けたときは速やかにその旨を加盟店に通知するものとし、ただし、加盟店顧客が口座を解約したときはこの限りではないものとし、

第4条（代金の引渡し）

1. 当社は、回収した代金から第8条に定める事務取扱手数料および諸費用、ならびにこれらに課される消費税相当額を差引いた残金を振込む方法により加盟店に引渡すものとし、なお、当該金額については利息を付さないものとし、
2. 前項の代金の振込預金口座は、当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）により加盟店が指定した振込預金口座とし、
3. 回収した代金の引渡日は、振替日の9営業日後（金融機関が休日の場合は翌営業日）とするものとし、
4. 回収した代金が事務取扱手数料および諸費用に満たない場合は、加盟店は速やかにその不足額を当社に支払うものとし、なお、当社はその不足額を次回以降の回収した代金から差引くことができるものとし、

第5条（加盟店顧客との折衝）

当社の代金回収事務に関して、加盟店顧客に対する一切の折衝は加盟店がこれを行なうものとし、当社は加盟店顧客に対して請求書・領収書等の発行、入金督促および代金の引落とし済等の通知は行なわないものとし、

第6条（振替不能）

1. 振替不能分について加盟店は、次回以降の振替日に再度振替を当社に依頼することができるものとし、
2. 加盟店および加盟店顧客の責に帰すべき下記事由による振替不能については、当社は一切の責任を負わないものとし、
 - (1) 預金取引なし
 - (2) 記載事項等相違（金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義）
 - (3) 印鑑相違
 - (4) その他（金融機関コード相違、支店コード相違等）

第7条（費用の分担）

当社は加盟店より委託を受けた代金回収事務の遂行にあたり、金融機関との間における費用（預金口座振替に関する振替手数料（以下「金融機関振替手数料」といいます）および依頼書、データ等の送付費用）は

当社が負担し、その他の諸費用（依頼書の代金、金融機関コード便覧の代金、搬送料等）は加盟店の負担とします。

第8条（事務取扱手数料および諸費用）

1. 加盟店は当社に対して加盟店申込書に記載する事務取扱手数料および諸費用、ならびにこれらに課される消費税相当額を支払うものとします。
2. 当社の負担する金融機関振替手数料の引上げおよび諸経費の値上り等、その他、相当の事由があるときは、加盟店および当社において協議のうえ、前項の事務取扱手数料等を改定することができるものとします。
3. 加盟店が当社にデータを提出したデータ締切日後は、データの一部または全部の取消等があっても、当社は事務取扱手数料を返却しないものとします。

第9条（契約解除）

1. 加盟店または当社は、書面により3か月前までに契約終了の日（以下「解約日」といいます）を定めて相手方に通知することにより、いつでも本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約は解約日をもって終了するものとします。本契約解除申入書面に解約日が定められていない場合には、本書面到達の日から3か月を経過した日を解約日とするものとします。ただし、解約日が当社が集金代行会社を経由して金融機関にデータを送付してから代金引渡事務完了までの間の日であるときは、解約日に契約自体は終了するといえども、当社は当該代金引渡事務完了まで事務を遂行するものとします。
2. 加盟店又は当社のいずれかについて、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方は何らの催告を要せず即時本契約を解除することができるものとします。この場合には、前項のただし書にかかわらず、履行中のものといえども本契約の効力を失効させ回収事務を中止することができるものとします。
 - （1） 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくはその他、今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、または合併によらず解散したとき。
 - （2） 手形又は小切手の不渡りが発生したとき。
 - （3） 裁判所、行政庁その他、これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、本契約を解除することが相当と認められたとき。
 - （4） 本契約に基づく回収事務を実施するにあたり、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
3. 加盟店について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社は何らの催告を要せず即時本契約を解除することができるものとします。なお、この場合、第1項ただし書を準用するものとします。
 - （1） 代金が、違法な取引又は公序良俗に反する取引に基づくものであると考えられる相当の理由があるとき。
 - （2） 本契約の締結に際し、虚偽の申告を行っていたとき。
 - （3） 仮差押、仮処分、保全差押、または差押、その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき。
 - （4） 当社の信用を失墜させる行為を行ったと判断したとき。

- (5) その他、当社が委託者として不相当と判断したとき。
- (6) その他、本契約の一つでも違反したとき。
- (7) 本契約による代金の回収率が、乙が金融機関宛振替を依頼したデータの金額の半分に達しない自動振替の結果が一回でもあったとき。

第10条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、その他、当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとするものとします。
2. 前項の届出を怠るなど加盟店の責に帰すべき事由により、当社が行なった通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したのものとするものとします。

第11条（譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとするものとします。
2. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとしします。
3. 加盟店の株式の譲渡、その他の事由によりその実質的支配者が変更された場合には、当社の指示する事項について速やかに当社に届け出るものとするものとします。

第12条（免責）

1. 加盟店および加盟店顧客との債権債務関係、物品の売買、サービスの供与、およびその他の一切の事項、ならびにそれらに基づく加盟店および加盟店顧客間の紛議については、加盟店がその全責任において処理し、当社は一切の責任を負わないものとするものとします。
2. 当社は、金融機関の責に帰すべき事由（金融機関の破綻を含みます）により加盟店または加盟店顧客に生じた損害について、一切の責任を負わないものとするものとします。
3. 加盟店のデータ誤記等により加盟店顧客、その他第三者に損害が生じた場合には、加盟店がその全責任において処理し、当社は一切の責任を負わないものとするものとします。

第13条（回収事務の中止）

1. 当社は、加盟店顧客、その他の第三者より代金回収事務の中止等の申し出を受けた場合には、加盟店にその旨を連絡し、当該第三者との間の紛議の処理を促すものとするものとします。
2. 前項の場合において加盟店が当社に予め届け出た連絡先に連絡をしても連絡がとれず、通常の回収事務を継続することで当該第三者と当社との間で新たな紛議が生じるおそれがあるとき、その他、合理的な理由があるときは、当社は、当該代金回収事務を前項に掲げる紛議の収束が確認されるまでの間、あるいは合理的な期間において、一時中止することができるものとするものとします。

第14条（機密の保持）

加盟店および当社は、本契約における事務の履行に関し知り得た機密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらねばならないものとするものとします。

第 15 条（協議事項）

1. 通信・搬送手段の障害およびその他の事故により、本契約所定の方法による事務遂行が困難な場合には、加盟店および当社において協議して然るべき処理方法を定めるものとします。
2. 天災、その他当社の責に帰すことのできない不可抗力の事由により、本契約通りの履行ができない場合は、加盟店および当社において協議のうえ処理するものとします。
3. 本契約に定めのない事項、または本契約各条項の解釈について疑義を生じた場合は、加盟店および当社において協議のうえ決定するものとします。

第 16 条（有効期間）

1. 契約の有効期間は契約締結の日より 1 年間とします。ただし、契約期間満了 3 か月前までに加盟店または当社のいずれかが相手に対し書面により異議を申し出ないときは、更に同一条件をもって 1 年間延長されるものとし、その後も同様とします。なお、適法に異議申出があった場合は、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店が第 2 条第 4 項のデータを 2 年間に一度も当社に提出しないときは、当社は加盟店の契約継続の有無に関わらず、本契約を終了することができるものとします。

第 17 条（管轄）

加盟店および当社との間で紛議が生じた場合は、加盟店および当社の両者の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議するものとします。また、やむを得ず訴訟を必要とする場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2018 年 2 月 6 日制定

2021 年 4 月 1 日改定

2024 年 9 月 17 日改定